

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額について

平成26年4月1日以前から所在する住宅に対して一定の省エネ改修工事を行い、工事が完了した日から3か月以内に必要書類を添えて申請をした場合に、工事が完了した年の翌年度における固定資産税を3分の1(※)減額します。

※省エネ改修工事等により長期優良住宅の認定を受けたもの(以下「特定改修住宅」)は、3分の2を減額します(以下「特定省エネ改修減額措置」)。

減額の要件

1 平成26年4月1日以前から所在する住宅かつ省エネ改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下のもの(人の居住の用に供する部分が2分の1以上であること。また、賃貸住宅を除く)。

※令和8年3月31日までに工事を完了した場合、50㎡以上280㎡以下であること(人の居住の用に供する部分が2分の1以上であること。また、賃貸住宅を除く)。

2 下記の省エネ改修工事を行うこと。

ア	窓の断熱改修工事	必須
イ	床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事	
ウ	太陽光発電装置の設置工事	
エ	高効率空調機、高効率給湯機、太陽熱利用システムの設置工事	

3 上記ア・イの工事に要した費用が1戸当たり60万円を超えていること(補助金等を除く)。または、ア・イに係る工事費用が1戸当たり50万円を超え、ウ・エの工事費と合わせて60万円を超えていること(補助金等を除く)。

4 省エネ改修工事の部位がいずれも省エネ基準に新たに適合すること。

5 令和13年3月31日までに工事を完了すること。

減額の内容

居住部分1戸あたり120㎡まで(120㎡を超える場合は120㎡相当分)について、工事が完了した年の翌年度における家屋の固定資産税を3分1減額します(都市計画税は減額されません)。

特定改修住宅の場合は、固定資産税を3分の2減額します(都市計画税は減額されません)。

※減額の対象は居住部分であり、区分所有家屋の場合は専有部分が対象です。

減額の手続き

省エネ改修工事完了後3か月以内(注)に、減額の申告書に必要な書類を添えて資産税課へ申請してください。申告に必要な書類は下記のとおりです。

(注)3か月経過後でも、やむを得ない理由があると認められる場合は減額適用します。

1 減額申告書

2 増改築等工事証明書(原本)

※証明の目的が地方税法に関するもので、内容が熱損失防止改修工事のもの。租税特

(裏面につづく)

別措置法に関するものは税務署用です。受理できませんのでご注意ください。

- 3 改修工事に要した費用や補助金等の内容が確認できるもの(写しでも可)
 - (1) 領収証(改修工事費の支払を確認できるもの)
 - (2) 補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類
- 4 長期優良住宅の認定を受けたことの確認ができるもの(※特定改修住宅のみ必要)
認定通知書・変更認定通知書・承認通知書(いずれかで可)

(参考)書類の発行元

書類	発行元
増改築等工事証明書	建築士事務所所属の建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人
認定通知書・変更認定通知書・承認通知書	宝塚市役所 住まいづくり推進課

その他

- 当該減額措置の適用を過去に受けたことがある場合は減額を受けることはできません。
また、同じ年度において、耐震改修工事、マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事等による減額措置と重複して適用を受けることはできません。

※バリアフリー改修減額措置は、同一年度内に重複して減額の適用を受けることができます。

- 減額申告書へのマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載について、平成28年1月1日以後の申告分より、申告書様式にマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載欄を設けることを定める法令改正がなされておりますが、当市ではマイナンバーの記載がない申告書の提出を受ける場合においても、従来どおり有効な申告があったものとして受理します。

お問い合わせ先

宝塚市役所 資産税課 家屋担当
TEL 0797-77-2059
FAX 0797-71-6188

減額申告書等の様式を右記の二次元コードから確認、取得できます。

二次元コード

